

令和6年権利擁護支援シンポジウム チームによる権利擁護支援を考える

基調講演 4

「権利擁護支援チームにおける後見人の役割」



(公社) 成年後見センター・リーガルサポート常任理事
司法書士 中野篤子

○初めに～お伝えしたいこと

- 1、権利擁護支援チームと成年後見人
- 2、事例の紹介
 - 1) チーム形成支援時
 - 2) チーム自立支援後
- 3、権利擁護支援チームが役割を担うために



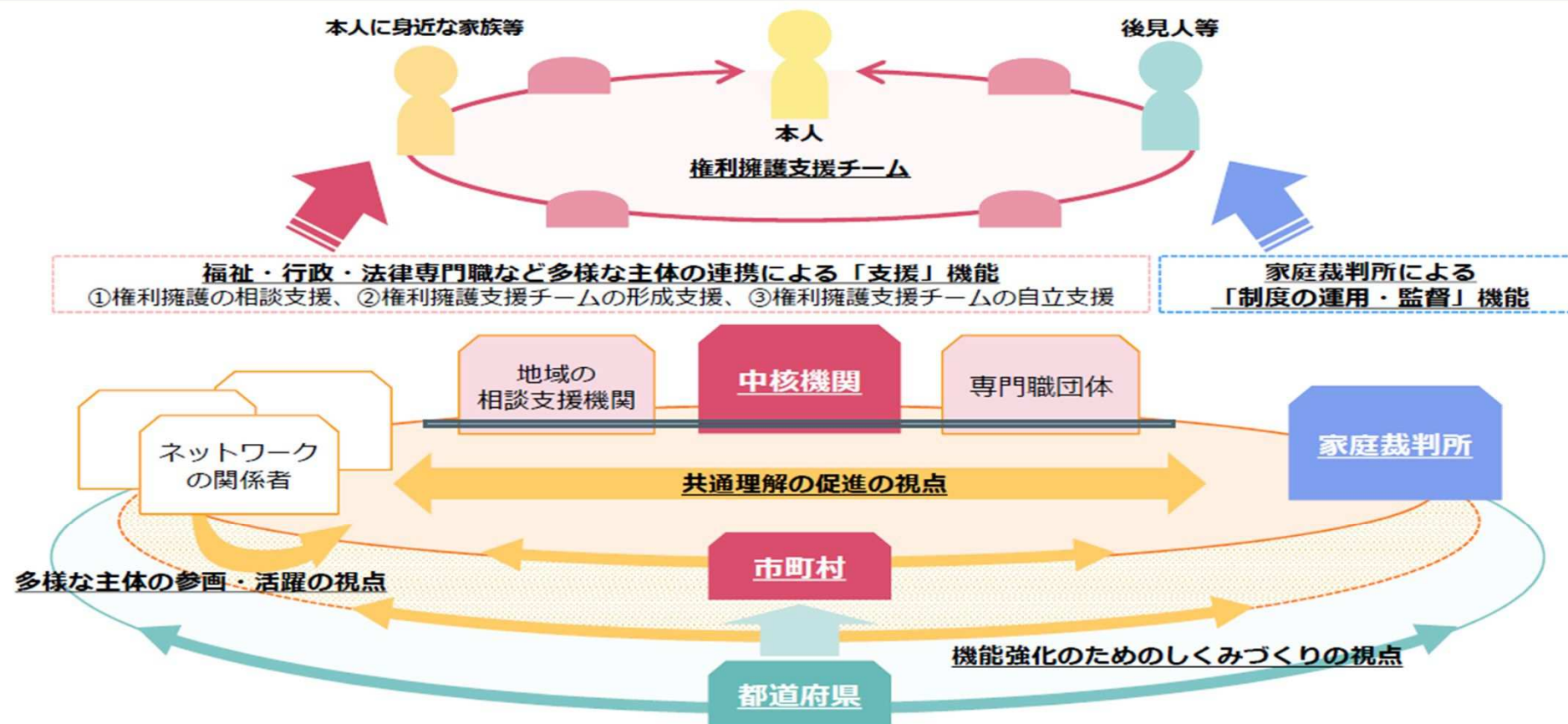
1. 権利擁護支援チームと権利擁護支援の地域連携ネットワーク

第二期成年後見制度利用促進基本計画における記載より

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、**法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする（23頁）**

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能		
	福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 - 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 - 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 - 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 - 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 - 適切な申立ての調整（市町村長申立ての適切な実施を含む） - 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 - チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> - 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 - チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 - 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 - 必要に応じた指導や指示、監督処分 - 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

成年後見人の身上配慮義務について（民法）

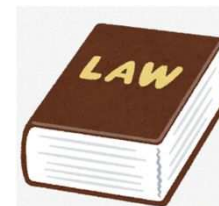
第八百五十八条 成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

第八百五十九条 後見人は、被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について被後見人を代表する（保佐・補助は付与された権限の範囲で）

「本人の意思の尊重・心身の状態及び生活の状況に配慮」

後見人のみで行うことは困難である。

→権利擁護支援チームの一員として本人を支援していく中で、後見人としての役割を担っていく。



2 事例による検討

1) 権利擁護支援チームの形成支援時

- ・ 本人（70代後半の男性・要介護3）は、自宅で一人暮らし。
- ・ 40代のころ妻と離婚、子どもは妻と生活しているため交流は、ほぼない。
- ・ 夏に脱水症状で入院、数日後退院したが、入院費の支払いや緊急連絡先の確保に苦労した
- ・ 財布の紛失、キャッシュカードの暗証番号を忘れるなどのことがある
- ・ ケアマネジャーは成年後見制度利用を地域包括支援センターに相談
その過程で娘と連絡が付き申立てのみであれば協力可能と言われた
- ・ 家裁の推薦依頼がリーガルサポート支部にあり、
司法書士の後見人に選任された
- ・ 推薦時の家庭裁判所からの情報
「自宅での生活が困難であり施設入所と自宅の売却のため
後見人等が必要である」



保佐人選任時の支援の状況



地域包括支援センター



ケアマネジャー
ヘルパー事業所
保佐人



娘

選任後の状況

- ・ 空きがあった時点で入所できる施設をケアマネジャーが手配済申し込み手続きを求められる
- ・ 本人に話を聞くと、自宅で生活したいと言われる。
- ・ 病院に入院費を支払いに行った際に、本人が自宅に戻るためリハビリに励んでいたことを担当看護師から聞く
- ・ 娘は、申立てまでは協力したけれど、それ以上のことはできない。
自宅で何かあっても対応できないので施設入所してほしいと強く希望



- ・ ケアマネジャーと共に本人に再度確認
- ・ 本人はどちらとも言えない返事を繰り返す
- ・ 本人の意思決定支援が必要であるが、話の進んでいる施設入所を止めることで支援者との信頼関係が損なわれないか？



(そのことで本人の支援に支障が生じないか？)

選任直後、本人の心身や生活の状況について把握できていない中で保佐人がどこまで判断できるのか？

課題とその対応

・権利擁護支援チームの形成支援機能（第二期計画概要版より）

中核機関や関係者が、専門職などと連携して権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等の仕組みを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人の権利擁護支援チーム体制を形づくっていく機能。

事例1では・・・

権利擁護支援の方針→本人の意向確認等支援の方針に本人の意向を反映

適切な後見人候補者の調整→受任者調整

候補者と課題を共有（できれば事前に）

権利擁護支援チーム形成→ チームにおける後見人の役割を確認

支援者 ≠ 権利擁護支援チーム

支援者が「権利擁護支援チーム」となるためのための中核機関等の支援

2 事例による検討

2) 権利擁護支援チーム「自立後」の事例

- ・ 本人（80代女性・要介護2）
- ・ 同居の息子（50代） 統合失調症
- ・ 母が長年息子の主たる支援者
- ・ 週2回息子のヘルパーが訪問
- ・ 息子は、通院やB型作業所へ通所、病状は安定している。
- ・ 息子の障害年金は使用せず、全て貯金し、母の年金（亡夫の遺族年金）で生活している。
- ・ 母が息子の財産管理
→息子は金銭を扱う経験が乏しい
- ・ 母の判断能力の低下→補助人が選任された



補助人選任時の支援の状況



母（チーム）



ケアマネジャー
デイサービス
ヘルパー
補助人（司法書士）



息子



相談支援事業所
ヘルパー
B型作業所
精神科病院



選任後の状況

- ・ 母の通帳を補助人が管理
定期的に訪問し、生活費を届ける
- ・ 息子の様子も見守り、必要に応じて息子の支援者にも連絡
- ・ 母の認知症の進行に伴い不安になった息子の病状が悪化
- ・ 通院・通所が途切れる
- ・ 息子より頻回に電話
「お金がない!」「インターネットで自分の悪口が拡散された」等々
- ・ 路上で混乱していたところを警察に保護され精神科病院に入院



- ・ 息子は入院治療により病状安定、在宅での生活に向けて退院調整
- ・ 母の要介護度が2→4に、息子との同居が可能か要検討



課題とその対応

権利擁護支援チームの自立支援機能（第二期計画概要版より）

＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞

- ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応
- ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など

事例2では・・・

- ・ 各種相談機関等との役割分担→本人以外の家族の支援をどうするか
支援機関との連携
- ・ チームの支援方針の再調整→状況の変化に対応する
- ・ 家庭内の複合的課題
後見人ではない家族の支援は権利擁護支援チームだけの
解決に限界がある
→権利擁護支援ネットワーク、中核機関等の機能の充実
定期的な見直しに関与

3、権利擁護支援チームが役割を担うために

- ・ 本人の支援者が「権利擁護支援チーム」として形成されるための働きかけが必要
 - 後見人等が全て行えるわけではない
 - 支援者が「チーム」であることを認識する
- ・ チームはその時の本人や本人を取り巻く状況に合わせて変化する
 - 本人に合わせた後見人等の選任や交代、多様な権利擁護支援策の充実
- ・ チームを支える権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実
 - どの地域においても体制が整備される
 - 中核機関の明確な位置づけが必要

ご清聴ありがとうございました

